

小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付要綱

小布施町の景観と調和した住宅向け太陽エネルギー利用設備設置補助金（令和7年小布施町告示第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、ゼロ・カーボンに向けた目標達成及び災害時を含む電力供給の安定化を目指し、町の景観方針に沿った町並み形成を促進するため、太陽エネルギー利用設備の設置に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和5年環地域事発第2301131号改正）及び小布施町補助金等交付規則（昭和46年小布施町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱（以下「本要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- (2) 事業所 生産若しくはサービス提供を事業として行う団体又は法人の事務所、工場若しくは店舗等（以下この号において「建築物」という。）又は当該建築物と同一敷地内にある建築物をいう。
- (3) 建物 住宅及び事業所をいう。
- (4) 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- (5) 蓄電池システム 太陽光発電システムと常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- (6) 太陽熱利用システム 建物の屋根上に設置する集熱器及び地上に設置する蓄熱槽から構成されるソーラーシステム（強制循環型）で、太陽熱エネルギーを集熱器により吸収し、給湯又は冷暖房の用に供するものをいう。
- (7) 太陽エネルギー利用設備 太陽光発電システム、本補助事業により取得する太陽光発電システムに付帯する蓄電池システム及び太陽熱利用システムをいう。
- (8) リース 太陽エネルギー利用設備の貸主が、当該設備を当該貸主の負担で設置し、当該建物の所有者である当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下この号において「リース期間」という。）にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア リース期間の中途において、当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないものであること。
 - イ 借主が、当該契約に基づき使用する設備からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該設備の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

- (9) PPA 太陽光発電システムの所有及び維持管理を行う事業者が当該太陽光発電システムを設置し、当該太陽光発電システムにより発電した電力を有償で当該建物へ供給することをいう。
- (10) 割賦販売 割賦販売購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして、販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行（預金の受入れを業とする者をいう。）に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。）を条件として、商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。
- (11) 住まいづくり相談 小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例（平成 17 年小布施町条例第 26 号）第 15 条に規定する相談所をいう。

（交付対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体は除く。

- (1) 補助金の交付の対象となる太陽エネルギー利用設備（以下「交付対象設備」という。）を所有する者
- (2) 交付対象設備を所有し、当該交付対象設備をリース、PPA 又は割賦販売（以下「リース等」という。）により貸与又は電力販売する者。ただし、当該交付対象設備を貸与され使用する者の承諾を得て補助金の交付に係る申請を行う者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付対象者から除く。

- (1) 過去に本要綱の規定による補助金の交付を受けた者（同一世帯員を含む。）
- (2) 補助金の交付を受けて交付対象設備を設置した建物と同一の建物内に設置しようとする者
- (3) 小布施町暴力団排除条例（平成 24 年小布施町条例第 16 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員が、暴力団員等である者
- (5) 町税及び分担金、使用料等に滞納がある者（同一世帯員を含む。）
- (6) 事前申込の時点において、交付対象設備の売買契約を締結又は設置工事等に着手している者

3 交付対象設備を設置する建物に他の者が所有する部分があるときは、あらかじめ当該建物に係る全ての所有者の承諾があるときに限り、補助の対象とする。

（交付対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、事業の実施に必要な経費で次に掲げるもののほか、町長が適当と認めるものとする。

- (1) 設計等に要する費用
- (2) 購入等に要する費用
- (3) 設置工事に要する費用

（交付対象事業）

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、町内に住所を有する建物（新增築する建物を含む。）に交付対象設備を設置する事業で、次に掲げるいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新規に設置する事業

- (2) 既存設備に増設する事業
 - (3) 既存設備をメーカー保証期間終了後に撤去し、新規に設置する事業
- (交付要件及び補助金の額)

第6条 交付対象設備の要件（以下「交付要件」という。）及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。この場合において、交付対象設備は、国庫補助金又は交付金（国庫を財源として長野県が実施する補助金及び交付金を含む。以下同じ。）の交付を受けていないものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 交付対象者が第3条第1項第2号に該当するときは、リース等の契約において補助金相当額が控除されていること及び補助金により導入した設備について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するための措置等を証明できる書類を具備することとする。
- 4 交付対象設備が国庫支出金又は交付金以外の交付を受ける場合は、当該補助金との合計額が交付対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

(事前申込)

第7条 補助金の交付の申込みをしようとする者（以下「事前申込者」という。）は、小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金事前申込書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する事前申込書の提出があったときは、これを審査し、審査が完了したときは、その結果を当該事前申込者に通知するものとする。
- 3 事前申込の受付期間は、当該年度の2月末までとする。

(事前申込の廃止の報告)

第8条 事前申込者は、事前申込を廃止することができる。

(交付申請兼実績報告)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象事業が完了したときは、次に掲げるいずれか早い日までに小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第2号）に別表第4に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 事前申込の審査完了日から1年以内。ただし、事前申込者から延長に係る申出があったときは、その期間を1年間延長するものとする。

(2) 令和10年2月末日

- 2 事前申込を行った日の属する年度に補助金の交付決定、補助金額額の確定及び支払を受けるときは、当該年度の2月末日までに提出するものとする。
- 3 前2項の規定による提出について、天災地変その他事前申込者の責に帰さない理由として町長が認めるときは、町長が定める期限までに行うものとする。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する交付申請兼実績報告があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付可否を決定し、小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付決定（兼額確定）通知書（様式第3号）又は小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 11 条 町長は、補助金の交付決定及び額の確定をするときは、補助金の目的を達成するため、補助金の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度等により環境価値を第三者に譲渡しないこと。
- (2) 交付対象設備は立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。
- (3) 騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準等指定（昭和 50 年長野県告示第 97 号）及び振動規制法に基づく規制地域の指定（昭和 52 年長野県告示第 683 号）に規定する日常生活等に適用する騒音及び振動の規制基準を遵守すること。
- (4) 町長が補助金の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、町長の指定する期限までに当該資料及び情報等を提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本要綱その他法令の規定及び町長が必要と認める事項を遵守すること。

2 独立行政法人及び地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資及び出えん等の比率が 50 パーセントを超える法人にあつては、前項に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付対象事業の完了後、成果を検証するために必要な情報について、町長から調査の要請があつたときは、当該調査に協力し、かつ、必要な情報を町長へ提供するものとする。
- (2) 交付対象事業その他建物のエネルギー消費量削減に関する普及啓発について、町長から要請があつたときは、それを実施するものとする。

3 町長は、前 2 項に掲げるもののほか交付決定者に対し、補助金の目的を達成するため、その他町長が必要と認める条件を付すことができるものとする。

(交付決定者情報の変更)

第 12 条 交付決定者は、個人にあつては氏名及び住所を、法人等にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更したときは、速やかに小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付決定者情報の変更届出書（様式第 5 号）を提出するものとする。

(交付請求)

第 13 条 交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、第 10 条に規定する通知を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金請求書（様式第 6 号）に口座情報が確認できるものの写しを添付し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(自家消費量の報告)

第 14 条 太陽光発電システムを設置した交付決定者は、事業完了後 1 年間の発電した電力量及び自家消費量等の実績について取りまとめ、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌々年度の 4 月 30 日までに小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金自家消費量に関する報告書（様式第 7 号）により、町長に報告するものとする。

(手続代行者)

第 15 条 交付対象者は、補助金の申請及び請求等に必要の手続きを交付対象設備の販売又は設置等を行

う者に代行させることができるものとする。

(手続代行者の責務)

第 16 条 手続きの代行をする者（以下「手続代行者」という。）は、本要綱及び町長が別に定めるものの全てを理解し、事業が円滑に推進できるよう努めるものとする。

2 町長は、必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとする。

(一般承継による地位の承継)

第 17 条 事前申込者又は交付決定者は、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「一般承継」という。）によりその地位の承継があったときにおいて、その地位を継続して保持しようとするときは小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金一般承継による地位承継届出書（様式第 8 号）を、その地位を継続して保持しようとしなないときは小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金一般承継による地位承継辞退届出書（様式第 9 号）を町長に提出するものとする。ただし、交付対象設備の設置日から減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）後に一般承継による地位の承継があったときは、この限りでない。

2 町長は、前項の届出書を受理したときは、本要綱上「事前申込者」とあるのは「一般承継者（事前申込者）」と、「交付決定者」とあるのは「一般承継者」と読み替えて各規程を適用する。

(契約等による地位の承継)

第 18 条 事前申込者又は交付決定者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡及び契約等（以下「契約等」という。）によりその地位の承継を行うときは、小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金契約等による地位承継承認申請書（様式第 10 号）を町長に提出するものとする。ただし、交付対象設備の設置日から法定耐用年数の期間後に契約等による地位の承継を行うときは、この限りでない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、地位の承継における承認可否を決定し、小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金契約等による地位承継承認・不承認通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

3 前項において町長が契約等による地位の承継を承認したときは、補助金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等によりその地位を承継した者（以下「承継者」という。）に移転するものとし、本要綱上「事前申込者」とあるのは「承継者（事前申込者）」と、「交付決定者」とあるのは「承継者」と読み替えて各規程を適用する。

4 住宅の建築及び販売を業として行う者が交付対象設備を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、承継者がこの内容に反することがないよう、町長の求めに応じ協力するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 19 条 交付決定者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図るよう努めるものとする。

2 交付対象設備の設置日から法定耐用年数の期間が経過するまでにおいて、取得財産等の処分（補助金の目的以外に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、交付決定者の地位を移転しないものをいう。）をしようとするときは、小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金取得財産等処分承認申請書（様式第 12 号）を提出し、町長の承認を得るものとする。

（交付決定の取消し等）

第 20 条 町長は、交付決定者が次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとするとともに、当該交付決定の取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、交付した補助金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定の内容、これに付した条件及びその他法令に違反したとき。

(3) 一般承継による交付決定者の地位の承継があったときに、その地位を継続して保持しないとき。

(4) 交付対象設備の設置日から法定耐用年数の期間が経過するまでにおいて、本補助事業により取得した交付対象設備の処分をしようとするとき。

(5) 小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付申請取下書（様式第 13 号）による交付申請兼実績報告の取下げがあったとき。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消し又は補助金を返還させることが決定したときは、小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付決定等取消通知書（様式第 14 号）により速やかに当該交付決定者に通知するものとする。

（交付事業の経理）

第 21 条 交付決定者は、補助金の経理についてその収支を明確にした帳簿書類を交付対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておくものとする。ただし、天災地変その他交付決定者の責に帰さない理由として町長が認めるときは、この限りでない。

（調査等）

第 22 条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、交付対象設備が設置されている建物等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告の徴収、交付対象設備が設置されている住宅等への立ち入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じるものとし、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならないものとする。

（指導及び助言等）

第 23 条 町長は、交付決定者に対し必要な指導及び助言等を行うことができる。

（個人情報の取り扱い）

第 24 条 町長は、補助金の実施に関して知り得た全ての情報について、補助金の目的を達成するために必要な範囲において、国及び地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う同種の補助金交付事業にかかわる目的にのみ使用することができる。

2 町長は、補助金の額の算定その他補助金の目的を達成するために必要な範囲において、交付決定者の国庫補助金又は交付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。

- 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、町長は、補助金に係る個人情報について、本人の承諾なしに第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(補則)

第25条 本要綱に定めるもののほか、円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

(小布施町の景観と調和した住宅向け太陽エネルギー利用推進事業補助金交付要綱に関する経過措置)

- 2 この告示による改正後の小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に事前申込があった補助金から適用し、同日前に事前申込があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年4月15日告示第31号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この告示による改正後の小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に事前申込があった補助金から適用し、同日前に事前申込があった補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

太陽光 発電シ ステム	交付要件	<p>1 太陽電池モジュールは建物の屋根上に設置すること。</p> <p>2 購入時点で未使用品であり、商品化され、導入実績があること。</p> <p>3 発電する電力量を計測及び記録する機器等を有し、町からの求めに応じて報告ができること。</p> <p>4 停電時においても電気供給を継続する機能を有する設備であること。</p> <p>5 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>6 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」に準拠するとともに、住まいづくり相談等で別表第2の要件（1. 建物要件のうち協力項目に関する要件を除く。）を満たす事業として認められたものであること。</p> <p>7 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和5年環地域事発第2301131号改正）別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>ア 太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値で、小数点以下を切り捨てたkWを単位とする値（以下「太陽光発電システムの最大出力」という。）が10kW未満のものであること。</p> <p>イ 交付対象設備が発電する電力量のうち、30%以上を自家消費すること。</p> <p>(2) 事業所</p> <p>ア 太陽光発電システムの最大出力が50kW以上であるとき、町が指定する事業者のPPAサービスを利用し太陽光発電システムを設置すること。</p> <p>イ 交付対象設備が発電する電力量のうち、50%以上を自家消費すること。</p>
	補助金の額	<p>別表第2の1. 建物要件のうち協力項目に関する要件を満たす数ごとに次のとおりとする。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>ア 3項目以上の場合 太陽光発電システムの最大出力に70,000円を乗じて得た額</p> <p>イ 2項目以上3項目未満の場合 前号により算出された補助金の額に20,000円/kWを減じて得た額</p> <p>ウ 1項目以上2項目未満の場合 前号により算出された補助金の額に40,000円/kWを減じて得た額</p> <p>エ 全て満たさない場合 前号により算出された補助金の額に60,000円/kWを減じて得た額</p> <p>(2) 事業所</p> <p>ア 2項目以上3項目未満の場合</p>

		<p>太陽光発電システムの最大出力に 50,000 円を乗じて得た額</p> <p>イ 1 項目以上 2 項目未満の場合</p> <p>前号により算出された補助金の額に 20,000 円/kW を減じて得た額</p> <p>ウ 全て満たさない場合</p> <p>前号により算出された補助金の額に 40,000 円/kW を減じて得た額</p>
蓄電池システム	交付要件	<p>1 本補助事業により取得する太陽光発電システムに常時接続する設備であること。</p> <p>2 購入時点で未使用品であり、商品化され、導入実績があること。</p> <p>3 交付対象経費の合計が、蓄電容量 1kWh あたり下記の額以下であること。ただし、計算に用いる蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第 2 位以下を切り捨てた値を用いること。</p> <p>(1) 4,800Ah・セル未満 15 万 5 千円（工事費込み、税抜き）</p> <p>(2) 4,800Ah・セル以上 19 万円（工事費込み、税抜き）</p> <p>4 4,800Ah・セル未満の場合、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和 4 年度以降に登録及び公表されているものであること。</p>
	補助金の額	蓄電池の価格（円/kWh）の 3 分の 1 の額とする。
太陽熱利用システム	交付要件	<p>1 集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>2 購入時点で未使用品であり、商品化され、導入実績があること。</p> <p>3 住まいづくり相談等で別表第 2 の要件（1. 建物要件のうち協力項目に関する要件を除く。）を満たす事業として認められたものであること。</p>
	補助金の額	<p>別表第 2 の 1. 建物要件のうち協力項目に関する要件を満たす数ごとに次のとおりとする。</p> <p>(1) 3 項目以上の場合 交付対象経費の 3 分の 2 以内とする（上限 60 万円）。</p> <p>(2) 2 項目以上 3 項目未満の場合 交付対象経費の 2 分の 1 以内とする（上限 45 万円）。</p> <p>(3) 1 項目以上 2 項目未満の場合 交付対象経費の 3 分の 1 以内とする（上限 30 万円）。</p> <p>(4) 全て満たさない場合 交付対象経費の 4 分の 1 以内とする（上限 22 万円）。</p>

別表第2（別表第1関係）

1. 建物要件

		景観形成基準
必須項目	屋根形状	屋根勾配（ただし、片流れを除く。）
	緑化	敷地面積の15%以上の緑化 ただし、小布施駅周辺地区及び町組周辺地区は敷地のうち道路に面する側を重点的に緑化すること。
協力項目	屋根色彩	黒又は濃灰色（原色は不可）
	外壁色彩	土壁色、アイボリー、白
	屋根形状・勾配	屋根形状が切妻（寄棟・入母屋を含む。）かつ勾配が3寸以上
	軒の出	650 mm以上

2. 設備要件

		景観形成基準
モジュール・集熱器の色彩		周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、濃灰色、濃紺、ダークブラウンの中から最も周囲と調和するものを選択すること。
モジュール・集熱器の素材		反射光を抑える処置がされたものを選択すること。
モジュール・集熱器のデザイン		文字や絵、図等が描かれていない等、モジュール及び集熱器本体の模様ができるだけ目立たないものを選択すること。
フレームの色彩		周囲から太陽エネルギー利用設備交付対象設備が見えないような措置等を行う場合を除き、モジュール・集熱器の色彩と同等のものとする。
フレームの素材		反射光を抑える処置がされたものを選択すること。

3. 設置要件

		景観形成基準
傾斜角度		太陽光発電システムのモジュール及び太陽熱利用システムの集熱器は、設置する建物の屋根と一体に見えるよう、できるだけ屋根面に密着させて設置すること。
高さ限度		太陽光発電システムのモジュール及び太陽熱利用システムの集熱器は、設置する建物の棟を超えないものとする。
蓄熱槽の配置		太陽熱利用システムの蓄熱槽は隣地境界線から50センチメートル以上の距離を保つ位置に設置すること。

別表第3（第7条関係）

	必要書類	申請者種別			
		自己所有		リース・PPA	
		住宅	事業所	住宅	事業所
1	誓約書	○	○	○	○
2	交付対象設備の導入に係る費用の見積書及び見積内訳書の写し	○	○	○	○
3	交付対象設備の仕様書等の写し	○	○	○	○
4	交付対象設備を設置及び使用する建物の図面	○	○	○	○
5	交付対象設備を設置及び使用する建物の写真	○	○	○	○
6	交付対象設備の配置予定図	○	○	○	○
7	太陽光発電システムの発電想定量の分かる資料	—	○	—	○
8	その他町が審査に必要と認める書類	○	○	○	○

別表第4（第9条関係）

	必要書類	申請者種別			
		自己所有		リース・PPA	
		住宅	事業所	住宅	事業所
1	本人確認書類又は申請者実在証明書等の写し	○	○	○	○
2	売買契約書等の写し	○	○	—	—
3	リース等契約書の写し	—	—	○	○
4	交付対象設備の導入に係る費用の領収書及び支払明細書の写し	○	○	○	○
5	交付対象設備の保証書の写し	○	○	○	○
6	交付対象設備を設置及び使用する建物の写真	○	○	○	○
7	交付対象設備の設置状況の分かる写真	○	○	○	○
8	交付対象設備の型番及び銘板を示す写真	○	○	○	○
9	系統連系の開始を証する書類の写し	○	○	○	○
10	その他町が審査に必要と認める書類	○	○	○	○